

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以上4名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とする。

(役員の選任)

第23条 役員は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、特に必要と認められる場合は、役員を会員以外の者の中から選任することができる。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 役員は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は理事の職務執行の状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産状況を調査することができる。

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結までとする。ただし、再任を防げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 役員は、総会の決議において解任することができる。